

# 鹿児島市無電柱化推進計画[概要]

## 1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

### 1) 本市における無電柱化の現状

- ・緊急輸送道路を含む人口集中地区（DID地区）における市道の無電柱化率は低く、災害時の緊急避難経路としてのネットワークの連続性が確保されていない。
- ・台風常襲地帯である本市においては、電柱倒壊により、停電や車両の通行等への支障を来すおそれがあり、無電柱化により、災害時にも確実な避難や応急対策活動ができるよう道路の安全性を高める必要がある。

### 2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

「災害の防止」、「安全かつ円滑な交通の確保」を図り、大規模な自然災害時にも機能不全に陥らない災害に強いまちづくりのため、無電柱化を推進する。

### 3) 無電柱化の対象道路

以下の観点から、対象道路を選定し、優先度により無電柱化を推進する。

#### ①防災

- ・災害発生時における道路交通の機能を確保するため、緊急輸送道路及び避難所等にアクセスする道路において、無電柱化を推進する。

#### ②安全・円滑な交通確保

- ・移動等円滑化基本構想に基づく本市重点整備地区内において、安全で快適な通行空間の確保とあわせて道路の防災性の向上を図るための無電柱化を推進する。

#### ③無電柱化ネットワークの構築

- ・人口集中地区（DID地区）の無電柱化整備済み、整備中区間に接続する道路において無電柱化を推進し、無電柱化ネットワークを構築して、防災性の向上を図る。

#### ④道路事業等に合わせた無電柱化

- ・道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く）、市街地開発事業、その他これらに類する事業が実施される際に、電線管理者による無電柱化を推進する。

#### ⑤景観形成・観光振興

- ・鹿児島市景観条例に基づき、本市特有の景観や、歴史的価値のある建造物などを含む本市における数少ない景観を有する景観形成重点地区における道路の無電柱化を推進する。

## 2 無電柱化推進計画の期間

計画期間：令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間

## 3 無電柱化の推進に関する目標

計画期間内に着手する路線：5路線（協議会※で合意が得られた路線から優先的に着手）

※ 協議会・・・鹿児島県無電柱化協議会並びに九州地区無電柱化協議会

## 4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

### 1) 無電柱化の推進方策

①電線共同溝方式 ②単独地中化方式 ③新設道路建設等に合わせた無電柱化

### 2) 占用制度の運用

①占用制限制度の適切な運用 ②占用料の減額措置

### 3) 関係者間の連携の強化

①推進体制 ②民地等の活用

## 5 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

1) 広報・啓発活動

2) 無電柱化情報の共有